

質問第三号

自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年十月十四日

翫
正
敏

参議院議長 原 文兵衛殿

自衛隊のルワンダ難民救援国際平和協力業務に関する質問主意書

政府は先に、ルワンダ難民救援のために現地に自衛隊部隊を派遣したところであるが、これは「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以下「国際平和協力法」という。）に規定する人道的な国際救援活動の初めての事例であるにもかかわらず、事前の説明もほとんどされることなく派遣が決定されたことを鑑み、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 受入れ国の同意について

国際平和協力法第三条第二号に規定する人道的な国際救援活動への同意及び同法第六条第一項第二号に規定する国際平和協力業務の実施についての同意をした受入れ国とその同意の日時をそれぞれ明らかにされたい。

二 現地での自衛隊の地位について

1 今回の自衛隊部隊の派遣に当たって、現地での自衛隊部隊の地位についての協定、取極等を受入れ国と取り交わしたのか。取り交わしたのであればその内容を明らかにされたい。また取り交わしていないのであればその理由を明らかにされたい。

2 派遣された自衛隊部隊の隊員が現地で犯罪を犯した場合、その捜査権、裁判権はどの国に帰属するのか。

3 派遣された自衛隊部隊の隊員が現地で何等かの損害を与えた場合、その損害賠償は我が国政府が行うのか、受入れ国の政府が行うのか、又はその本人が行うのか、明らかにされたい。

三 武器の使用について

現地の治安情況の悪さが伝えられているが、仮に自衛隊派遣部隊の駐留地に対して暴徒等の攻撃があった場合、派遣部隊はこれに組織的に応戦できるのか、あるいは個々の隊員が正当防衛又は緊急避難の法理のもとに個別的に武器の使用をするにとどまるのか。

右質問する。